

議第 6 3 号

呉市中小企業・小規模企業振興基本条例の制定について
呉市中小企業・小規模企業振興基本条例を次のように定める。

呉市中小企業・小規模企業振興基本条例

(前文)

呉市は、明治期における海軍呉鎮守府等の設置を契機として、多くの優秀な人材が集まり、戦前は東洋一の軍港・日本一の海軍工廠のまちとして栄え、戦後も造船・鉄鋼・機械など重工業を中心とした「ものづくりのまち」として発展した。

さらに、平成に入って以降は、市域の拡大によって島しょ部等の美しい自然や歴史・文化・地域産業など特色ある多彩な地域資源も加わり、地域の経済に新たな効果を及ぼしている。

こうした中で、中小企業・小規模企業は、地域経済の基盤を形成し、雇用やにぎわいの創出をもたらすなど、本市の発展及び市民生活の向上に欠かすことのできない存在として大きく貢献してきた。

しかしながら、近年においては、急速な少子高齢化と人口減少、技術革新等に伴う海外との競争激化などにより、産業構造及び社会経済情勢は大きく変化し、中小企業・小規模企業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

本市が将来にわたり、持続的に成長・発展をし続けるためには、中小企業・小規模企業の活力向上が不可欠であり、自助努力と創意工夫あふれる中小企業・小規模企業が育ち、飛躍することができる環境を地域社会全体で連携及び協力をして整備することが重要である。

中小企業・小規模企業の振興が地域社会の活性化と本市の発展につながることを明らかにし、市民にとって豊かで暮らしやすいまちを実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の中小企業・小規模企業の振興について、その基本理念、市の施策の基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、市、中小企業支援団体その他の関係者の役割等について明らかにすることにより、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって本市経済の健全な発展及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる中小企業者であって、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業基本法第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (3) 中小企業・小規模企業 第 1 号に掲げる中小企業者及び前号に掲げる小規模企業者の総称をいう。

- (4) 大企業者 中小企業者及び小規模企業者以外の事業者であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (5) 中小企業支援団体 商工会議所，商工会その他の中小企業・小規模企業に対する支援を行う団体であって、市内に事務所を有するものをいう。
- (6) 金融機関等 銀行，信用金庫，信用協同組合その他の金融に関する業務を行う事業者であって、市内に事務所等を有するもの及び広島県信用保証協会をいう。
- (7) 大学等及び研究機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校，同法第124条に規定する専修学校並びに同法第134条第1項に規定する各種学校並びに研究機関であって、市内に所在するものをいう。

（基本理念）

第3条 中小企業・小規模企業の振興は，次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 中小企業・小規模企業が，本市経済の発展に寄与し，市民生活の向上に大きく貢献する重要な存在であることを踏まえること。
- (2) 中小企業者及び小規模企業者の自助努力及び創意工夫による事業活動及び創業が促進されること。
- (3) 中小企業者及び小規模企業者の経済的・社会的環境の変化への適応が円滑に行われること。
- (4) 市，中小企業者，小規模企業者，大企業者，中小企業支援団体，金融機関等，大学等及び研究機関及び市民の連携及び協力が図られること。

（市の役割）

第4条 市は，前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に策定し，実施するものとする。

2 市は，中小企業・小規模企業の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては，国，関係地方公共団体，中小企業者，小規模企業者，大企業者，中小企業支援団体，金融機関等，大学等及び研究機関及び市民と相互に連携して，これらが効果的に行われるよう努めるものとする。

（中小企業者及び小規模企業者の努力）

第5条 中小企業者及び小規模企業者は，基本理念にのっとり，経営基盤の強化，人材の育成，雇用の安定，従業員への福利厚生の実施等に自主的に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業者及び小規模企業者は，地域社会との調和を図ることにより，その一員としての社会的責任を自覚するとともに，暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

3 中小企業者及び小規模企業者は，市，中小企業支援団体等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に主体的に取り組むよう努めるものとする。

4 小規模企業者は，その事業の持続的な発展を図るため，地域の多様な主体との連携，協力等により，自主的かつ着実な事業運営に努めるものとする。

(大企業者の役割)

第6条 大企業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、中小企業者及び小規模企業者との連携及び協力に努めるものとする。

2 大企業者は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の活性化において果たす役割の重要性を理解し、市、中小企業支援団体等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業支援団体の役割)

第7条 中小企業支援団体は、基本理念にのっとり、中小企業者及び小規模企業者とともに、中小企業・小規模企業の振興に主体的に取り組むよう努めるものとする。

2 中小企業支援団体は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策が効果的かつ効率的に実施されるよう、市、中小企業者、小規模企業者、金融機関等及び大学等及び研究機関と相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(金融機関等の役割)

第8条 金融機関等は、基本理念にのっとり、その役割が中小企業・小規模企業の振興にとって重要であることに鑑み、かつ、中小企業・小規模企業の事業性を踏まえて、中小企業者及び小規模企業者に対する円滑な資金供給のほか、事業の承継その他の経営に関する支援及び立案をするとともに、市、中小企業支援団体等が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策と連携し、中小企業者及び小規模企業者の健全な発展に資する取組を進めるよう努めるものとする。

(大学等及び研究機関の役割)

第9条 大学等及び研究機関は、基本理念にのっとり、その役割が中小企業・小規模企業の振興にとって重要であることに鑑み、中小企業者及び小規模企業者の事業活動への協力、人材の育成並びに研究開発及びその成果の普及に努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第10条 市民は、中小企業・小規模企業の振興が市民生活の向上及び地域経済の活性化に寄与することを理解し、中小企業・小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第11条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するものとする。

- (1) 経営の革新及び創業を促進すること。
- (2) 経営基盤の強化を促進すること。
- (3) 事業活動に必要な資金調達の円滑化を促進すること。
- (4) 販路の拡大を促進すること。
- (5) 人材の育成及び雇用の安定を促進すること。
- (6) 事業の承継又は廃止の円滑化を図ること。
- (7) 受注機会の増加につながる地元調達等を促進すること。
- (8) 地域資源の活用等による産業の活性化及び創出を促進すること。

(9) 中小企業・小規模企業に対する市民の理解の増進に努めること。

(教育の充実)

第12条 学校（学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園，大学及び高等専門学校を除く。）であって，市内に所在するものをいう。）は，地域の経済活動の一環としての中小企業・小規模企業の事業活動，地域経済に果たす役割等について，児童及び生徒の理解を深めるための教育活動を行うよう努めるものとする。

(会議の開催)

第13条 市は，中小企業者，小規模企業者その他の関係者から広く意見を聴くための会議を定期的で開催し，中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施状況等の報告及び中小企業・小規模企業の現状の把握をするとともに，中小企業・小規模企業の振興に関する施策に反映させるよう努めるものとする。

付 則

この条例は，令和元年7月20日から施行する。

(提案理由)

中小企業・小規模企業の振興に関する施策を推進し，本市経済の健全な発展及び市民生活の向上を図るため，この条例案を提出する。